

組合員及び被扶養者 様

宿泊施設利用助成券の取扱いについて

平素は当組合の事業運営につきましてご協力賜り厚くお礼申し上げます。

当組合が実施している宿泊施設利用助成の助成券については、宿泊施設利用助成券取扱い要領により、各所属所共済組合事務担当者が発行し、組合員等の皆様に使用いただいているところですが、一部の施設において取扱いの認識に誤解があり、組合員及び被扶養者の皆様にご迷惑をおかけしている事例が発生しております。

つきましては、組合員等におかれましても下記事項についてご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- ・ 助成券の利用は、組合員（任意継続組合員は除く。）及びその被扶養者が、組合の契約する施設に宿泊する場合のみとし、公務、会議、休憩及び宴会等での施設利用の場合は、助成対象外とする。
- ・ 宿泊施設利用助成券の
表面「注意事項」
6. 宿泊料金が助成金額未満の場合は、その金額が助成金額となります。(※)
裏面「宿泊施設のご担当者様へ」
○ 宿泊料金が助成金額未満の場合は、その金額が助成金額となりますので、表面の助成金額を訂正して下さい。

※ 宿泊施設利用助成券は助成券に記載されている利用者 1 人に対しての助成金額となりますので、小人料金等により助成金額未満で利用できる場合には、助成金額が小人料金に訂正され利用可能となり、乳幼児等により無料となる場合には、該当者の助成券は使用不可となりますのでご留意ください。

平成 29 年 7 月

和歌山県市町村職員共済組合

【例】

家族3名（大人2名、小人1名）が宿泊し、

大人料金：7,000円（税込）　小人料金：1,500円（税込）の
宿泊料金は、

$7,000円 \times 2名 + 1,500円 \times 1名 = 15,500円$ で、
助成券を3枚利用の場合。

助成券の金額が、 $2,500円 \times 3枚 = 7,500円$ ですが、

小人料金が1,500円のため、1枚の助成券が2,500円から1,500円に
訂正となり、

$2,500円 \times 2枚 + 1,500円 \times 1枚 = 6,500円$ での利用となり、

宿泊利用者は、

$15,500円 - 6,500円 = 9,000円$ の支払いとなります。